

# 建設生産システムにおける賃金決定の構造について(公共事業の場合)

## 1. 現状

資料1のように公共事業の場合、その前年の実績データをベースに標準的平均的価格を積算して、予定価格として入札。落札率は90%から100%のため結果、下請等の人件費も積算額より低下し、翌年に使う設計労務単価も基本的にデフレ構造となる。

## 2. 将来の方向性

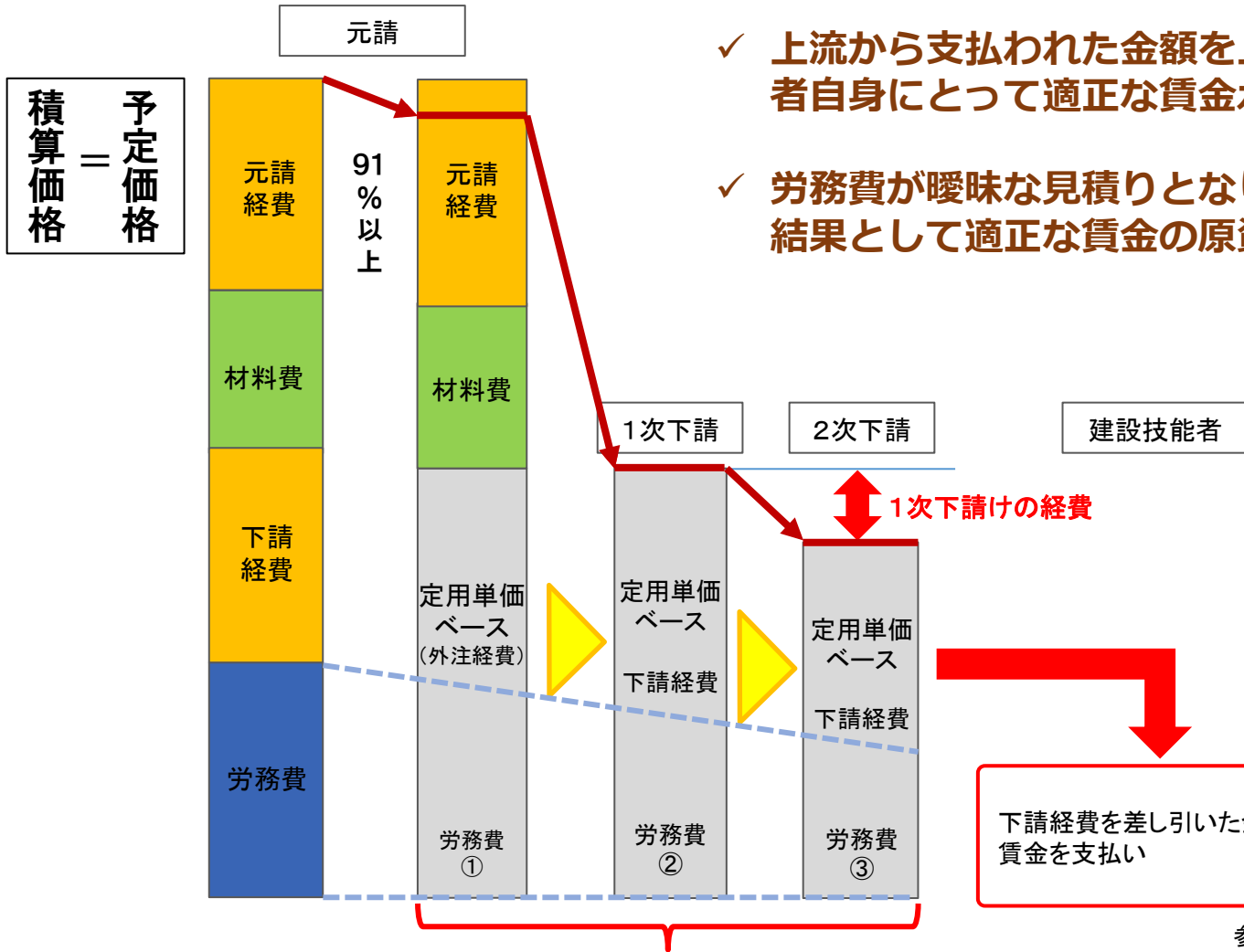
資料2のように、下請人件費もおおむね積算上の単価とする場合、現在のように積算価格を予定価格とした上で競争を求めると、仮設費等の現場と積算の相違等によりこの価格では応札者が出ない状態が頻発する可能性。故に

ア、積算価格 = 予定価格とすることは変えず、予定価格を越えても良しとするか (例：米国等)

イ、積算価格  $\times (1 + a) =$  予定価格、として人件費は積算価格を支払額の基本として、確保する予算額に余裕を持たせるか

# 資料1 現在の建設生産システムにおける価格決定構造(公共事業)

## 建設工事における契約金額と賃金決定の構造



- ✓ 上流から支払われた金額を上限に賃金が決定するため、技能者自身にとって適正な賃金水準となっているかどうか不明
- ✓ 労務費が曖昧な見積りとなり、下流側の価格交渉力が低下。結果として適正な賃金の原資が確保できない恐れ

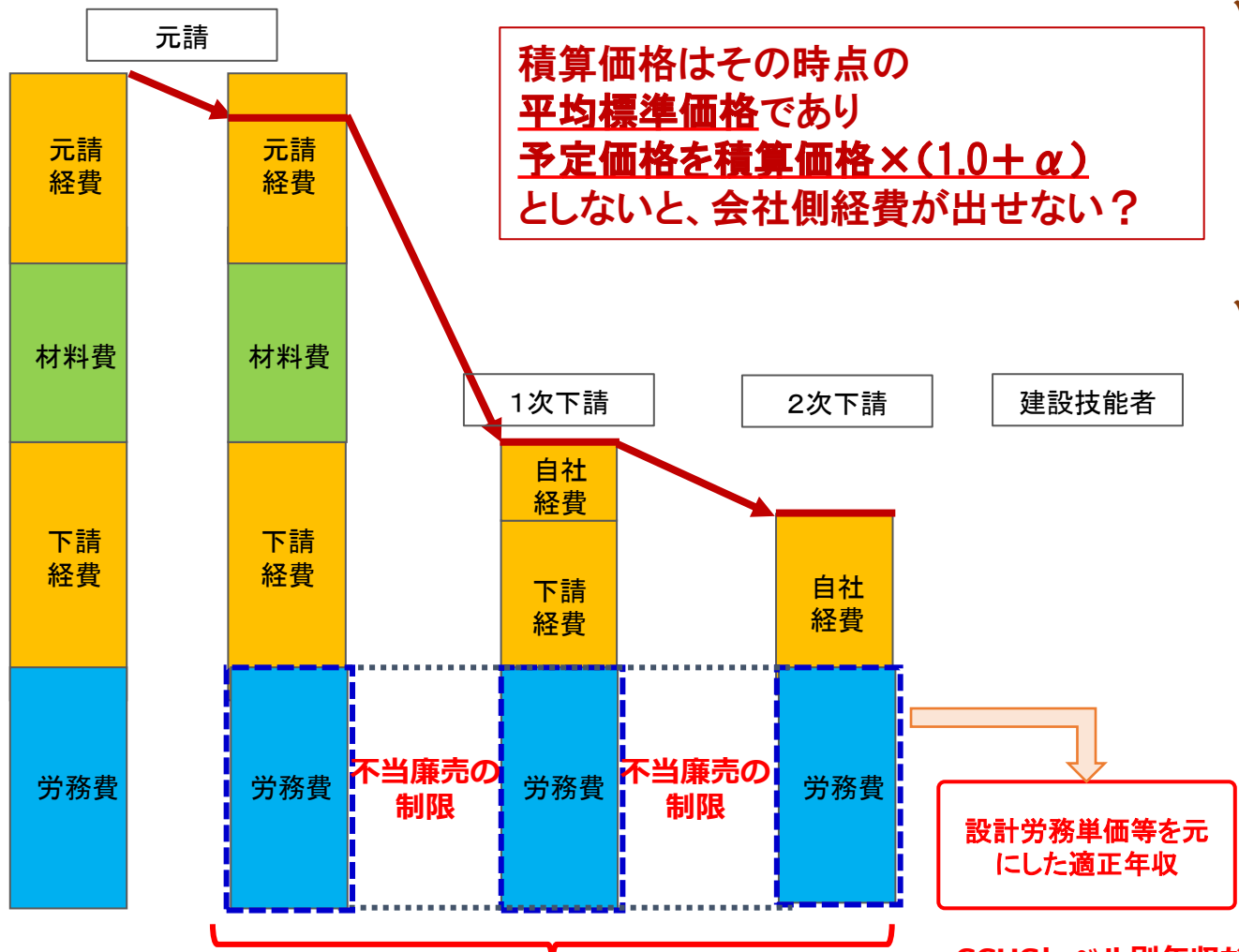
翌年の労務費はデフレ構造  
このままでは  
 $(①+②+③)/3$   
が翌年の労務単価

労務費と下請経費を合算した常用単価をベースに契約金額が決定

参考:「建設技能労働者の賃金決定過程に関する研究」  
2013. 3 古橋真人

# 資料2 適正な賃金の支払いが可能となるための施策の検討例(公共事業)

## 建設工事における契約金額と賃金決定の構造



適正年収の支払いが可能となる労務費の見える化  
不当廉売の制限による賃金支払い原資の確保

設計労務単価等を元にした適正年収

CCUSレベル別年収など、技能者自身に適正な賃金水準を明示

- ✓ 公共工事においては、発注者が、設計労務単価等を元に適切な積算を行うことで、適正な予定価格を設定
- ✓ さらに、建設技能者へ適切な賃金が支払われるよう、以下について検討
  - ・ 賃金引下げによる低価格競争（不当廉売）を制限し、賃金支払いの原資を確保すること
  - ・ 技能者自身に、それぞれのスキルに見合った適正な賃金水準を明示すること